

議第13号

高山都市計画事業高山駅周辺土地区画整理事業施行条例を廃止する条例について

高山都市計画事業高山駅周辺土地区画整理事業施行条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和2年2月25日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

高山都市計画事業高山駅周辺土地区画整理事業が完了するため廃止しようとする。

高山都市計画事業高山駅周辺土地区画整理事業施行条例を廃止する条例

高山都市計画事業高山駅周辺土地区画整理事業施行条例（平成9年高山市条例第12号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年高山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

| 改 正 前 | | | 改 正 後 | | |
|--|--------------|---|--|--------------|---|
| 別表（第2条、第6条関係） | | | 別表（第2条、第6条関係） | | |
| 区分 | 報酬 | 費用弁償 | 区分 | 報酬 | 費用弁償 |
| 教育委員会委員から固定資産評価審査委員会委員までに係る部分（略） | | 高山市職員の旅費に関する | 教育委員会委員から固定資産評価審査委員会委員までに係る部分（略） | | 高山市職員の旅費に関する |
| 公務災害補償等認定委員会委員～美しい景観と潤いのあるまちづくり審議会委員（略） <u>高山駅周辺土地区画整理審議会委員</u> <u>高山駅周辺土地区画整理評価員</u> 特定空家等審査会委員～水源地域保全審議会委員（略） | 日額 9,100円 | 条例（昭和37年高山市条例第21号。以下「旅費条例」という。）に規定する市長等の旅費額に相当する額 | 公務災害補償等認定委員会委員～美しい景観と潤いのあるまちづくり審議会委員（略） 特定空家等審査会委員～水源地域保全審議会委員（略） | 日額 9,100円 | 条例（昭和37年高山市条例第21号。以下「旅費条例」という。）に規定する市長等の旅費額に相当する額 |
| 行政不服審査審理員の項・スポーツ推進委員の項（略） | | | 行政不服審査審理員の項・スポーツ推進委員の項（略） | | |
| 鳥獣被害対策実施隊員（狩猟免許所持者）から臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者までに係る部分（略） | | | 鳥獣被害対策実施隊員（狩猟免許所持者）から臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者までに係る部分（略） | | |